

# 発達障害者支援法の施行後の状況について

## — 厚生労働省 —

1	発達障害者支援法の施行について .....	1
2	発達障害者に対する支援（予算関連資料） .....	7
3	児童の発達障害の早期発見及び早期の発達支援について .....	13
4	雇用分野における発達障害者への支援施策について .....	14

平成17年7月

17文科初第16号  
厚生労働省発障第0401008号  
平成17年4月1日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各国公立大学長  
各国公立高等専門学校長  
殿

文部科学事務次官  
結城章夫

厚生労働事務次官  
戸利和

### 発達障害者支援法の施行について

「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）」（以下、「法」という。）は平成16年12月10日に公布された。また、本日、法に基づき「発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）」（以下、「令」という。）が、令に基づき「発達障害者支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第81号）」（以下、「規則」という。）が公布され、いずれも本日から施行されることである。

法の趣旨及び概要は下記のとおりですので、管下区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺憾のないようにご配意願いたい。

なお、法の施行に基づいて新たに発出される関係通知については、別途通知することとする。

### 記

#### 第1 法の趣旨

発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要

であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであること。(法第1条関係)

## 第2 法の概要

### (1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第2条第1項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第2条第1項の政令で定める障害は、令第1条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第1条の規則で定める障害は、「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）」とされていること。

これらの規定により想定される、法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害であること。

なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。

(法第2条関係)

### (2) 国及び地方公共団体の責務について

国、都道府県及び市町村は、発達障害児に対しては、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じること。また、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じること。発達障害を早期に発見することは、その後の支援を効果的・継続的に行っていくためのものであること。(法第3条第1項・第2項関係)

支援等の施策を講じるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをい

う。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないこと。その際、本人や保護者に対して支援の内容等について十分な説明を行い、理解を得ることが重要であること。(法第3条第3項関係)

### (3) 関係機関の連携について

発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うこと。(法第3条第4項関係)

### (4) 国民の責務について

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないこと。(法第4条)

### (5) 児童の発達障害の早期発見及び早期の発達支援について

児童の発達障害の早期発見のために、市町村は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条に規定する健康診査及び学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断を行うにあたり十分留意するとともに、発達障害の疑いのある児童に対し、継続的な相談を行うよう努め、当該児童の保護者に対し、医療機関等の紹介、助言を行うこと。

また、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、相談、助言その他適切な措置を講じること。

都道府県において、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じること。(法第5条・第6条関係)

### (6) 保育、放課後児童健全育成事業の利用及び地域での生活支援について

市町村が、保育、放課後児童健全育成事業の利用、地域での生活支援のために適切な配慮、必要な支援等を行うものとする事。(法第7条・第9条・第11条関係)

### (7) 教育について

国、都道府県及び市町村が、発達障害児(18歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする事。

また、大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な

教育上の配慮をするものとする。こと。(法第8条関係)

(8) 就労の支援について

都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所等の相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めるものとする。こと。

また、都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。こと。(法第10条関係)

(9) 権利擁護について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。こと。(法第12条関係)

(10) 発達障害者の家族に対する支援について

都道府県及び市町村は、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要である。特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うこと。また、家族に対する支援に際しては、父母のみならず兄弟姉妹、祖父母等の支援も重要であることに配慮すること。(法第13条関係)

(11) 発達障害者支援センターについて

平成14年度より、「自閉症・発達障害支援センター運営事業(平成14年9月10日障発第0910001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」が実施されてきたところである。今般、法の成立により発達障害者支援センターが本法に位置づけられ、都道府県等は「自閉症・発達障害支援センター」を「発達障害者支援センター」として指定することとなる。

発達障害者支援センターの業務内容については、従来の「自閉症・発達障害支援センター」と同一のものであるが、センターにおける支援の対象者については、法における発達障害の範囲が学習障害や注意欠陥多動性障害なども含み、これまでよりも拡大することとなることから、その十分な対応を行うこと。(法第14条関係)

また、発達障害者支援センターは、都道府県知事等により指定されることとなり、職員の秘密保持、業務状況に関する報告の徴収、業務の改善に関する必要な措置、指定の取り消しが定められているため、その責務について十分認識の上、支援にあたること。(法第15・16・17・18条関係)

(12) 病院や診療所など専門的な医療機関の確保について

国、都道府県及び市町村は、発達障害の専門的な診断及び発達支援を行うことのできる病院又は診療所を地域に確保し、日頃から地域の住民に情報提供を行うこと等により、医療機関による支援体制の整備に努めること。（法第19条関係）

（13）民間団体の活動の活性化への配慮について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者を支援するためのさまざまな団体の活動の活性化を図ることは重要であり、その際、家族のみならず発達障害者当事者の団体の活動が活性化されるよう配慮すること。（法第20条関係）

（14）国民に対する普及及び啓発について

国、都道府県及び市町村は、発達障害については、障害を有していることが理解されずに困難を抱えている場合が多いことなどから、発達障害者についての理解を深めることなどを国民の責務（第4条関係）と規定していることと併せて、具体的に発達障害に関する国民の理解を深めるための必要な広報及びその他の啓発活動を行うこと。（法第21条関係）

（15）医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発について

国、都道府県及び市町村は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。（法第22条関係）

（16）専門的知識を有する人材の確保等について

国、都道府県及び市町村は、発達障害者への適切な支援を確保していくため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野において発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保することが重要な課題であること。

そのため、国においては医師については国立精神・神経センターにおいて、また、行政担当者、保健師、保育士等については国立秩父学園において、教員等については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、研修を実施することとしており、都道府県等においても専門的知識を有する人材の確保に積極的に努めること。（法第23条関係）

（17）調査研究について

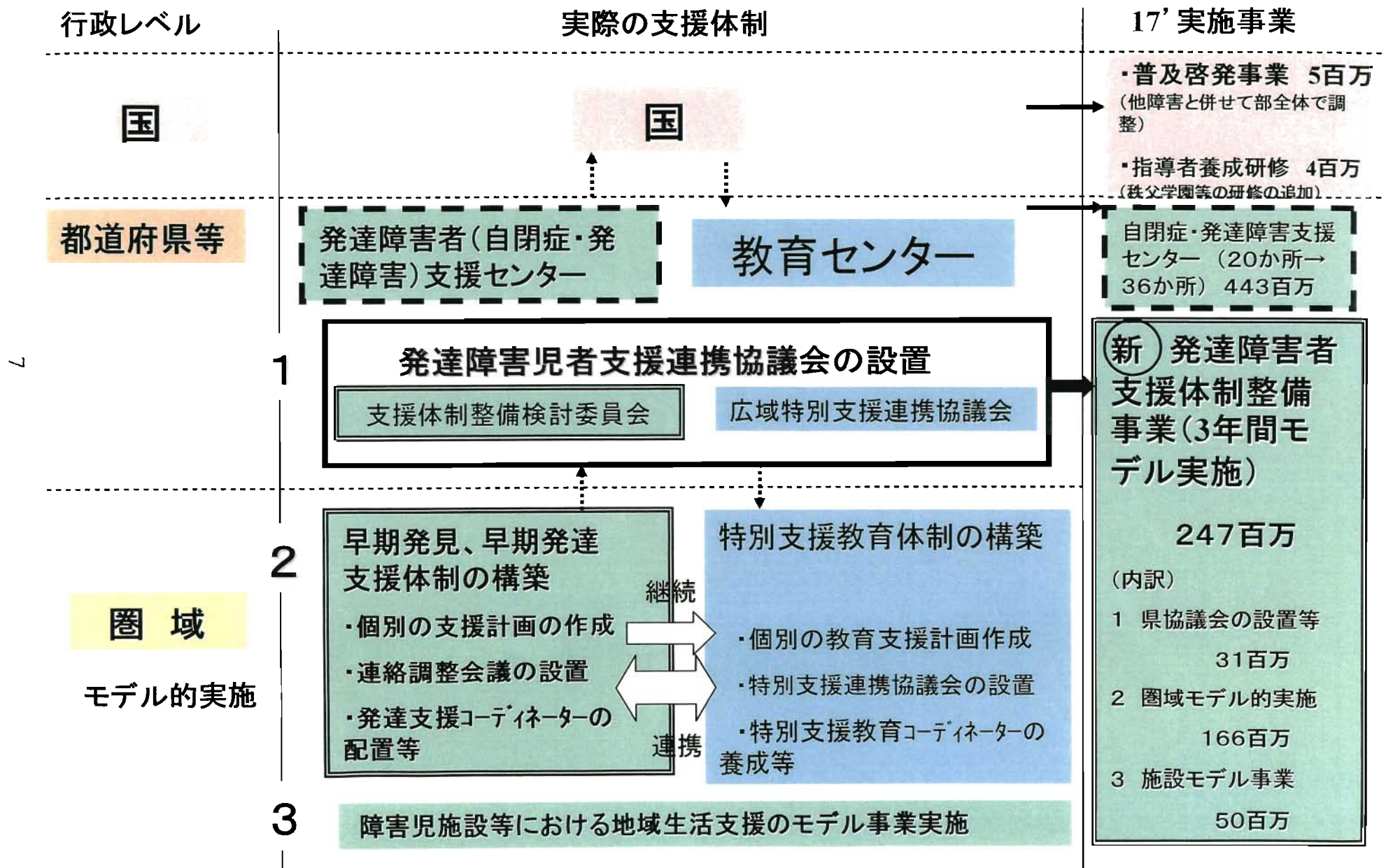
国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

そのため、独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、学校における発達支援の方法等に関する調査研究活動を行っている。（法第24条関係）

（18）大都市等の特例について

法において、都道府県が処理することとされている事務のうち、法第6条第3項、法第10条第1項及び第2項、法第13条、法第14条第1項、法第16条、法第17条、法第18条並びに法第19条第1項の事務については、令第3条に定めるとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項により指定都市（以下「指定都市」という。）が処理するものとする。こと。（法第25条関係）

# 発達障害者への支援



## 発達障害者に対する支援

16年度予算 17年度予算  
252百万円 → 706百万円

### ① 発達障害者支援体制整備事業 247百万円

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施する。

事業の実施にあたっては、文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施する。

- |                       |       |      |
|-----------------------|-------|------|
| (1) 都道府県等の支援体制の整備     | 実施か所数 | 60か所 |
| (2) 圏域の支援体制の整備        | 実施か所数 | 60か所 |
| (3) 発達・相談支援等のモデル事業の実施 | 実施か所数 | 10か所 |

### ② 自閉症・発達障害支援センター運営事業

245百万円 → 443百万円

実施か所数 20か所 → 36か所 (+16か所)

※ 自閉症・発達障害支援センターについては、発達障害者支援法において「発達障害者支援センター」として位置付けられた。

### ③ 研修及び普及啓発等

① 発達障害普及啓発費（本省費） 5百万円

② 発達障害関係職員研修会開催経費（国立秩父学園） 4百万円

自閉症・発達障害支援センター職員研修の実施等  
（国立秩父学園）

7百万円 → 6百万円

# ① 発達障害者支援体制整備事業

247,040千円

## 1 事業内容

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施する。

事業の実施にあたっては、文部科学省の実施する「特別支援教育推進体制モデル事業」と協働して実施する。

### (1) 都道府県等の支援体制の整備

発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制整備について関係者により検討する「発達障害者支援体制整備検討委員会（仮称）」を設置する。

### (2) 圏域の支援体制の整備

指定された圏域において、保健、医療、福祉、教育、就労等の各領域の支援のネットワーク及び発達障害者に対する支援チームを形成し、発達障害者に対する個別支援計画の作成等を行い、乳幼児期から成人まで一貫した支援を行う。

### (3) 発達・相談支援等のモデル事業の実施

障害児施設や児童デイサービス事業所における専門的な発達支援、家族等への相談支援等のモデル事業を実施し、その成果を関係者等へ普及する。

## 2 創設年度 平成17年度

## 3 1か所あたりの事業費

### (1) 都道府県の支援体制の整備

か所数：60か所  
単価：1か所当たり 1,035千円

### (2) 圏域の支援体制の整備

か所数：60か所  
単価：1か所当たり 5,533千円

### (3) 発達・相談支援等のモデル事業の実施

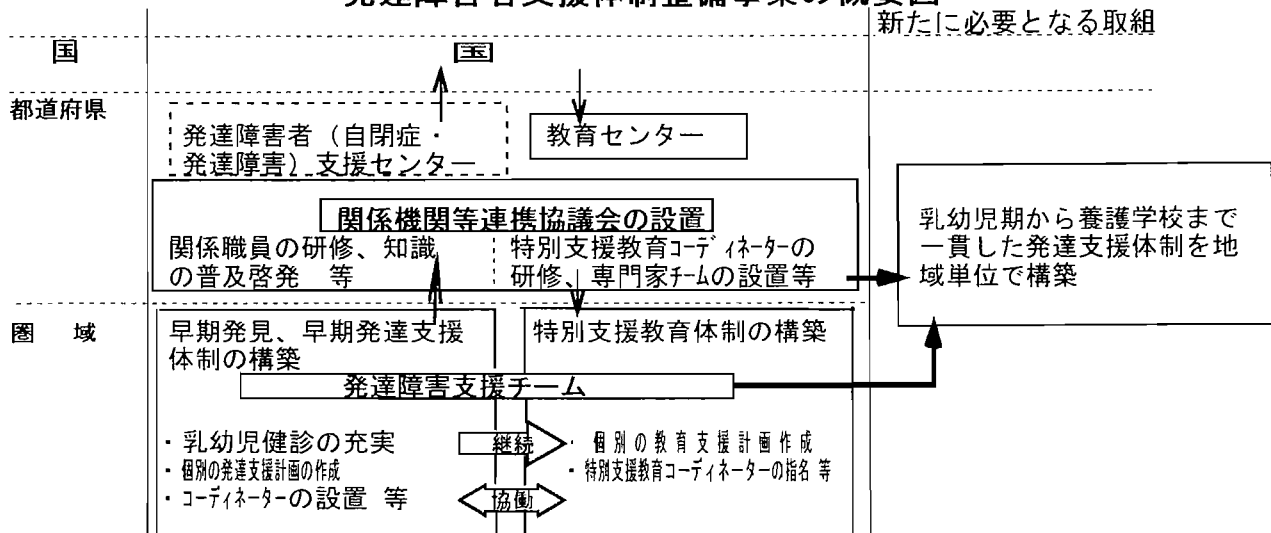
か所数：10か所  
単価：1か所当たり 10,000千円  
実施主体：市町村

## 4 補助根拠 予算補助

## 5 補助率（負担割合）

- (1) 1/2（国 1/2 都道府県 1/2）  
(2)(3) 1/2（国 1/2 都道府県 1/4（指定都市・中核市 1/2）市町村 1/4）

### 発達障害者支援体制整備事業の概要図



# 自閉症・発達障害支援センター運営事業

(16年度予算) (17年度予算)  
 245,399千円 → 442,661千円 (+197,262千円)

主な改善内容		(16年度予算)	(17年度予算)
1 補助か所数		20か所	→ 36か所 (16か所増)
2 補助単価	1施設当たり	24,540千円	→ 24,592千円

## 1 事業内容

自閉症・発達障害支援センターにおいて、在宅の自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)とその家族を対象として、以下の事業を実施し、もって自閉症児(者)等の福祉の向上を図る。

- (1) 自閉症児(者)等の各般の問題につき、自閉症児(者)等及びその家族、並びに関係機関等からの相談への対応及び助言指導並びに情報提供
- (2) 療育及び就労支援を希望する自閉症児(者)に対する適切な療育及び就労支援
- (3) 自閉症児(者)等の関係施設職員、小中学校、養護学校等の教職員等への情報提供及び研修
- (4) 自閉症児(者)関係施設、福祉事務所、児童相談所、更生相談所、保健所、医療機関、学校、職業安定所等の関係機関との連絡調整

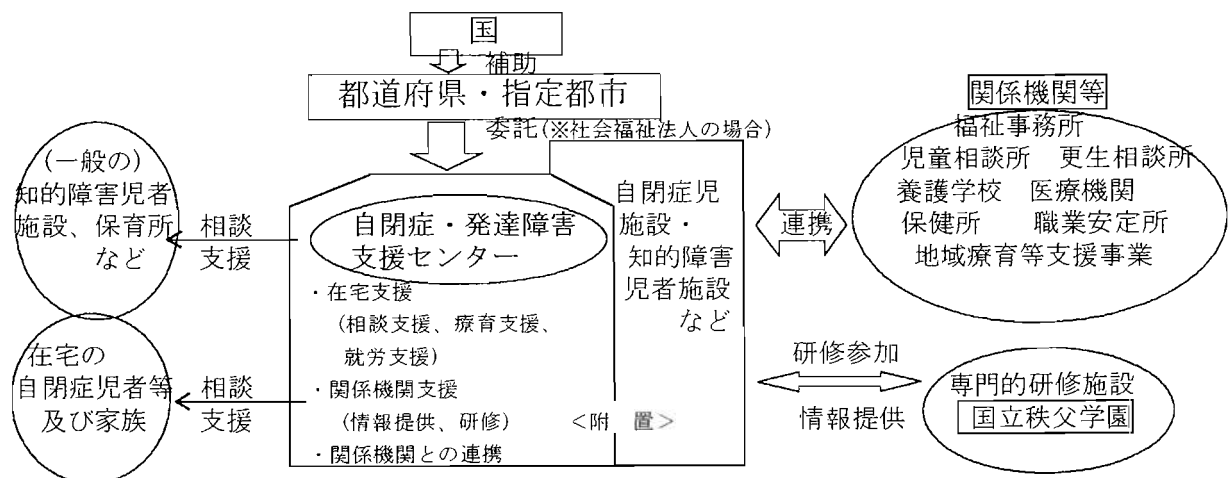
(※) 自閉症・発達障害とは…社会性の障害、コミュニケーションの障害、こだわり等の行動上の障害という共通の特徴をもつ、自閉症及びその周辺領域にある発達障害を指す。具体的には、自閉症(高機能自閉症を含む)、アスペルガー症候群、レット症候群等の広汎性発達障害である。

## 2 か所数の推移 (単位：か所)

	14年度	15年度	16年度	17年度
新規	8	8	4	16
累計	8	16	20	36

## 3 創設年度 平成14年度

- ## 4 実施主体 都道府県、指定都市 (自閉症児施設等を運営する社会福祉法人への委託も可)
- (※) 自閉症等の療育に関する知見や短期入所等の施設機能の活用を図る観点から、自閉症児施設、知的障害児(者)施設等に原則として附置して実施。



## 5 職員の配置

- ①心理療法等を担当する職員2名 ②相談支援を担当する職員1名 ③就労支援を担当する職員1名

## 6 補助率(負担割合) 1/2 (国 1/2 都道府県・指定都市 1/2)

## 7 施設整備費 1施設当たり補助基準単価 14,600,000円 (この事業の単独整備補助なし)

## ⑨ 発達障害普及啓発費

5,304千円

### 1 事業内容

近年マスコミにセンセーショナルに取り上げられる社会的事件では、発達障害に対する誤った理解がなされるケースもあり、当事者からは困惑の声が届いている。

また、臨時国会で「発達障害者支援法」が成立したところであり、法の周知を図ることも視野に入れる必要がある。

このため、発達障害について普及啓発し、一般国民に正しい理解を求めるためのポスターやリーフレットの作成・配布等を行う。

2 創設年度 平成17年度

3 補助根拠 予算補助

### 4 経費の性質

(項) 厚生労働本省

(大事項) 厚生労働本省一般行政に必要な経費

(中事項) 障害保健福祉部一般行政経費

(小事項) 発達障害普及啓発費(新規)

(目) 諸謝金 262千円

(目) 委員等旅費 377千円

(目) 庁費 4,665千円

計 5,304千円

## 発達障害に対する支援（国立秩父学園）

平成16年度予算      平成17年度予算  
6,500千円 → 10,569千円（+4,069千円）

国立秩父学園は、国の唯一の知的障害児施設として、自閉症等の特有な発達障害を有する児童の療育に医療的対応から福祉的対応まで一貫して取り組んでおり、これら療育指導の取り組みの充実を図る。

### 1 自閉症・発達障害支援センターへの支援

#### (1) 自閉症・発達障害支援センター職員実務研修会の実施（平成14年度～）

自閉症・発達障害支援センター職員を対象とする研修会の実施

(概要)

研修期間	5日間 年2回
対象	全国の自閉症・発達障害支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名
研修内容	講義及び実践的演習

#### (2) 自閉症・発達障害支援センターネットワークの構築（平成15年度～）

国立秩父学園が中心となり、自閉症・発達障害支援センター相互間の情報提供、意見交換、研究討議を行うためのネットワークを構築

### 2 自閉症に関するセミナーの実施

#### (1) 自閉症子育て支援セミナー（平成14年度～）

全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的

(概要)

期間	4日間 年2回
対象	全国の自閉症児（者）の保護者 100名
内容	講演、体験発表、実践紹介、シンポジウム等

#### (2) 自閉症トレーニングセミナー（平成14年度～）

全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的

(概要)

期間	5日間 年2回
対象	全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名
内容	自閉症児（者）への実践的演習等

### 3 自閉症児（者）への診療及び療育（平成12年度～）

自閉症等の特有な発達障害を有する児童等に対し、社会生活ができるように自立に向けた育成を図る目的で外来診療を行い、必要に応じた療育指導を実施する。

### ④ 4 発達障害関係職員研修会の実施（平成17年度～）

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

(概要)

研修期間	5日間 年2回
対象	都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等）60名
研修内容	講義

# 児童の発達障害の早期発見及び早期の発達支援について

## I. 早期発見のために～乳幼児健康診査における対応

母子保健法に基づいて市町村で実施される1歳6ヶ月児健康診査（昭和52年度～）及び3歳児健康診査（昭和36年度～）等の乳幼児健康診査において、発達障害の観点も踏まえつつ、乳幼児の発達の状況を評価している。

発達障害者支援法の施行を受け、各都道府県・政令市・特別市区の母子保健主管部局長に対し、児童の発達障害の早期発見に十分留意した取組を徹底したところである。

○対象者

- ・ 1歳6か月児健康診査→満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- ・ 3歳児健康診査→満3歳を超え満4歳に達しない幼児

○診査項目

### 1. 一般健康診査

①身体発育状況 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 ④皮膚の疾病の有無 ⑤目の疾病及び異常の有無 ⑥耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無 ⑦四肢運動障害の有無 ⑧精神発達の状況 ⑨言語障害の有無 ⑩予防接種の実施状況 ⑪その他疾病及び異常の有無 ⑫その他育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）

※⑤⑥については、3歳児健康診査において実施する。

### 2. 精密健康診査

健康診査の結果異常が認められた幼児については、各診療科別に専門医師による精密健康診査が行われる。

※精神発達面については、児童相談所に精密健康診査を依頼することができる。

○一般健康診査の受診状況（平成15年度）

	実施人数	受診率 (%)
1歳6か月児	1,087,937	92.1
3歳児	1,066,153	88.9

## II. 必要な体制整備と専門性の確保～専門医の養成

発達障害者支援法に基づき、発達障害児の健全育成を促進するための総合的な地域支援を推進することが求められており、発達障害の診断・治療やケアを適切に行うことのできる小児科医及び児童精神科医の需要が増大していることから、平成17年3月より、雇用均等・児童家庭局長が「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの専門の医師の養成方法について、有識者や関係学会の代表による検討を行っているところである。報告書は平成17年度末にとりまとめ予定。

# 雇用分野における発達障害者への支援施策について

## 1. ケースワーク方式による職業指導等の実施

ハローワークにおいて、個々の障害者の能力・適性等に応じて、ケースワーク方式により、きめ細かな職業相談・職業指導を実施。

併せて、ハローワークと連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援事業等の各種職業リハビリテーションを実施。

## 2. 職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の実施

職場への適応が困難な障害者の職場での適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣することにより、きめ細かな人的支援を実施。

## 3. 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の実施

実際の職場に障害者を短期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用のきっかけづくりを積極的に推進するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用への移行を促進する。

## 4. 障害者就業・生活支援センター事業の実施

地域の障害者の職業生活における自立支援を図るため、身近な地域において雇用、保健福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成し、障害者に対して、就業面での相談と併せて日常生活上の相談等を行い、一体的に支援する。

## 5. 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

障害者が居住する地域において多様な委託先を活用した職業訓練を障害者の態様に応じてコーディネートし、機動的に実施する。

## 6. 発達障害者に関する研究の実施

発達障害者の雇用促進に資するため、高齢・障害者雇用支援機構において、発達障害者に関する各種研究を実施。

平成17年度においては、「軽度発達障害の学校から職業への移行支援の課題に関する研究」（平成15年度～平成17年度）を実施。

## 7. 発達障害者等に対する職業リハビリテーション支援プログラムの開発等

高齢・障害者雇用支援機構において、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発を図るため、有識者等による検討会議を開催し、検討結果を踏まえ、発達障害者の就労支援ガイド（支援者向けQ&A）を作成（平成16年度）するとともに、障害者職業総合センターにおいて広汎性発達障害者等を対象とした職業リハビリテーション支援プログラムを実施し、広汎性発達障害者等に対する効果的な職業リハビリテーション支援技法を開発・蓄積する（平成16年度～）。

## 8. 発達障害者雇用促進マニュアルの開発

発達障害者の実情に応じた雇用の促進を図るため、事業主、障害者団体、有識者からなるマニュアル作成委員会を設置し、企業における雇用管理、職場環境の整備の方法等について検討の上、発達障害者に関する事業主向け雇用管理マニュアルを開発し、その普及に活用する（平成17年度）。

〔(注) 上記1～5は、障害者に対する支援策として実施しているもので発達障害者も支援対象となるもの。〕

# 発達障害者の就労支援に関する取り組み

## 支援技法の開発

発達障害者に対する  
職業リハビリテーション技法の開発  
(平成16年度)

発達障害者に対する  
職リハ支援技法  
に係る有識者検討  
会議における検討

「発達障害を理  
解するために～  
支援者のための  
Q&A～」の作成

17年度以降  
支援プログラムの実施、効果的な支  
援方法の検証、支援ノウハウの蓄  
積

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
障害者職業総合センター職業センター

## 雇用管理マニュアル開発

発達障害者の雇用促進を図るための  
事業主向けマニュアルの開発  
(平成17年度)

事業主、  
障害者団  
体、有識  
者による  
作成委員  
会の設  
置、検討

＜マニュアル構成イメージ＞

- 発達障害とは
- 発達障害者の職業的  
課題
- 雇用管理に係るQ&A
- 雇用事例の紹介
- 支援制度、機関の紹介  
等

## 連携支援のあり方研究

「軽度発達障害青年の学校から職業  
への移行支援の課題に関する研究」  
(平成15～17年度)

軽度発達障害者の学校等からの職リ  
ハ就労関係機関のみならず、教育機  
関や生活支援機関等の関係各機関の  
連携のあり方を踏まえ、軽度発達障害  
者の意向支援の課題を検討

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
障害者職業総合センター研究部門

これらの成果を活用し、事業主に対する雇用管理ノウハウの普及・啓発、発達障害者支援センターを含め  
雇用、医療、保健福祉、教育等の発達障害者支援関係機関と連携した就労支援の展開を図る

## 発達障害者雇用促進マニュアル開発事業の概要

### 1. 趣 旨

発達障害者については、障害に対する社会的認知の高まりや、発達障害者の自立及び社会参加の促進を目的とした発達障害者支援法の成立等を背景として、企業就労に向けた意識が高まっている。

しかしながら、発達障害者については、その障害特性から職業生活において困難を伴う場合が少なくないことが指摘される一方で、現状においては、障害のわかりにくさや支援体制の不備等から、障害に関する知識や就業に当たっての配慮事項等に関するノウハウが一般の事業主には行き渡っていない状況にある。

そこで、発達障害者の特性を踏まえた雇用管理、職場環境の整備の方法等について調査・研究を行い、発達障害者の雇用に係る企業向けマニュアルを開発して周知・啓発を図り、もって発達障害者の雇用の促進及び職業の安定に資することとする。

### 2. 事業の内容

#### (1) マニュアル作成委員会における検討

事業主、障害者団体、雇用、医療、福祉、教育等関係分野の有識者等を委員とするマニュアル作成委員会を設置し、所要の検討を行う。

#### (2) 企業等へのヒアリング調査、雇用事例の収集

発達障害者を雇用する企業等から、雇用管理にあたって配慮している事項、職場環境の整備の状況等に関するヒアリング調査を行うとともに、マニュアルに掲載する雇用事例の収集を行う。

#### (3) 企業向けマニュアルの開発

上記を通じ、発達障害に関する知識及び障害特性を踏まえた就業上の配慮、雇用管理、職場環境の整備の方法等に関する企業向けの発達障害者雇用促進マニュアルを開発する。

### 3. 実施期間

平成17年4月1日～平成18年3月31日（1年間）

## 発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会委員名簿

青 木 一 男	株式会社アドバンテスト・グリーン 代表取締役社長
梅 永 雄 二	宇都宮大学教育学部 教授
小 川 浩	社会福祉法人横浜やまびこの里 仲町台センター 次長
志 賀 利 一	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 常務理事
杉 山 登 志 郎	あいち小児保健医療総合センター 心療科部長(アスペ・エルデ親の会)
高 山 恵 子	NPO法人えじそんくらぶ 代表
刎 田 文 記	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター 研究員
原 智 彦	都立あきる野学園養護学校 教諭
藤 森 昇 治	社会福祉法人横浜やまびこの里 理事長
松 矢 勝 宏	目白大学人間社会学部 教授
宮 崎 哲 治	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 東京障害者職業センター 次長
山 岡 修	全国LD親の会 会長

〔五十音順〕

※ ◎は座長